

明石市要援護者ごみ戸別収集変更届出書

年 月 日

明石市長 様

届出者 住所 : _____
氏名 : _____
電話番号 : _____
利用者との関係 : _____

第7条

明石市要援護者ごみ戸別収集実施要綱 第8条 の規定により、次のとおり届け出します。

第9条

利用者氏名		
利用者住所		
届出の内容	1. 変更 2. 一時休止 3. 再開 4. 中止	
届出の理由 ※具体的に記入 してください		
事実発生（希望）日	年 月 日	
変更内容	変更前	
	変更後	
備考		

「明石市要援護者ごみ戸別収集変更届出書（様式第4号）」の提出が必要となる場合

(1) 以下の項目に変更が生じた場合（要綱第7条関係）

- ①利用者の氏名
- ②利用者の住所
- ③利用者の電話番号
- ④利用者の申し込み要件 ※1
- ⑤利用者の世帯状況
- ⑥利用者の緊急連絡先
- ⑦利用者の介護支援専門員 ※2

※1： 介護保険被保険者証・身体障害者手帳など、変更したことが分かる書類の写しを必ず添付してください。

※2： 介護支援専門員の所属・連絡先等が変更した場合でも変更届出書の提出が必要です。

※3： 要介護認定の更新・変更が生じた場合は、認定度の変更の有無に関わらず、新しい介護保険被保険者証の写しを提出しなければなりません（変更届出書は提出不要）。

また、障害福祉サービス受給者証の更新・変更が生じた場合も内容の変更の有無に関わらず、新しい受給者証の写しの提出が必要となります（変更届出書は提出不要）。

(2) 入院や長期不在などの理由により、利用を一時休止する場合（要綱第8条関係）

(3) 上記（2）により、一時休止していた利用を再開したい場合（要綱第8条関係）

(4) 対象者の要件に該当しなくなった場合（要綱第9条関係）

- ・高齢者：①65歳以上でひとり暮らし
 - ②要介護認定が「要介護2」以上
 - ③ホームヘルプサービスを利用している方
- ・障害者：①ひとり暮らし
 - ②障害者総合支援法による居宅介護又は生活介護に係る介護給付費の支給を受けている方

(5) 利用の中止を希望する場合（要綱第9条関係）